

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 5月12日	第101号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目	次	ページ
<b>規 則</b>		
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課)	(第63号)	4
<b>告 示</b>		
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第251号)	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第252号)	9
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第253号)	10
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第254号)	11
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく 拡散防止管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域 の指定について (環境・地域環境対策課)	(第255号)	12
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく 拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解 除について (環境・地域環境対策課)	(第256号)	13
○ 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について (ス市・スポーツ振興室)	(第257号)	15
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第258号)	16
○ 鶴舞公園整備運営事業提案の募集について (緑土・緑地利活用課)	(第259号)	17
○ 道路に関する告示 (住都・街路計画課)	(第260号)	20
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課)	(第261号)	22
○ 都市再生推進法人の指定 (住都・まちづくり企画課)	(第262号)	30
○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課)	(第263号)	31
○ 景観協定の縦覧 (住都・都市景観室)	(第264号)	33
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>		
○ 名古屋市長選挙における当選人の住所及び氏名について	(第12号)	34
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第8号)	35



## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第63号）

#### 1 改正内容

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条、第19号様式及び第20号様式関係）

#### 2 施行期日

令和 3年 8月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年 5月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第63号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「第26条第 2項」を「第26条第 3項」に改める。

第19号様式（表）中

「

被保険者の収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給しています。 <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金を受給しています。 <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金※・障害年金）収入額の合計額が年額80万円以下です。 <small>（受給している年金に0印をつけてください。）</small> <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金※・障害年金）収入額の合計額が年額80万円を超えます。 <small>（受給している年金に0印をつけてください。）</small> ※ 遺族年金については、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。 <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>
----------------	---

」

を



「

(介護予防)短期入所生活(療養)介護	円
その他のサービス	円
ユニット型個室	円
ユニット型個室的多床室	円
従来型個室(特養等)	円
従来型個室(老健・療養等)	円
多床室	円

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 3年 8月 1日から施行する。ただし、第 2条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づく介護保険負担限度額の認定申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 251号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 1の一部、字杵脇 1番 1の一部及び61番 2の一部、字五反田 1番 1の一部、字高道 1番 1の一部、字茶ノ木島 1番 5の一部並びに字流レ 1番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

一・一・一—トリクロロエタン

トリクロロエチレン

六価クロム化合物

シアン化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

シアン化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 252号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中区丸の内一丁目1623番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 253号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市守山区大字中志段味字下定納80番の一部

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 254号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区十一屋一丁目63番の一部

2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 255号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項及び第58条の 8第 1項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第43号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除し、形質変更時届出管理区域に指定します。

令和 3年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 拡散防止管理区域の指定を解除し、形質変更時届出管理区域に指定する土地  
名古屋市港区当知一丁目1304番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ひ  
砒素及びその化合物
- 3 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
ひ  
砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 4 区域の種類を変更する理由  
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号に該当しないことが判明したため。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 256号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項に基づき、令和 3年名古屋市告示第43号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

また、同条例第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第43号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 3年 4月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 拡散防止管理区域の指定を解除する土地

(1) 解除する土地

名古屋市港区当知一丁目1304番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）

(3) 当該拡散防止管理区域において講じられた拡散の防止等の措置

なし（土壤の追完調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地

(1) 解除する土地

名古屋市港区当知一丁目1304番の一部

- (2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物（土壌含有量基準）
  
- (3) 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置  
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌含有量基準に適合していること  
が確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 257号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第 2条第 3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和 3年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

令和 3年 5月 4日（火・祝）

令和 3年 5月 5日（水・祝）

令和 3年 7月23日（金・祝）

令和 3年 7月24日（土）

令和 3年11月 3日（水・祝）

令和 4年 2月12日（土）

令和 4年 2月23日（水・祝）

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室

名古屋市告示第 258号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 2年11月 5日 2指令住開指第 140号	名古屋市北区楠一丁目 921番 1	名古屋市守山区新守山 3503番地 グレースホーム株式会社 代表取締役 朽本雅尚
令和 2年11月24日 2指令住開指第 156号	名古屋市緑区緑花台 2008番	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 259 号

鶴舞公園整備運営事業提案の募集について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、鶴舞公園の公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「事業者募集に関する資料」といいます。）を定め、鶴舞公園整備運営事業提案を次のとおり募集します。

令和3年4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

鶴舞公園

(2) 所在地

名古屋市昭和区鶴舞一丁目、山脇町1丁目、中区千代田五丁目

2 業務の範囲

鶴舞公園の整備、管理運営に関する業務のうち、事業者募集に関する資料に定めるもの。

3 事業期間

(1) 公募設置等計画の認定有効期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日までの20年間

(2) 指定管理期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 事業者募集に関する資料の配布

事業者募集に関する資料は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000140232.html>

(2) 配布期間

令和3年4月27日（火）から同年8月13日（金）まで

(3) 受付期間

ア 応募登録

令和3年5月6日（木）から同年7月23日（金）まで

イ 整備運営事業提案書の提出

令和3年7月14日（水）から同年8月13日（金）まで

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6のお問合せ先へ直接お持ちください。

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

イ 郵送の場合

6のお問合せ先まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

事業者募集に関する資料によります。

6 お問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2489

電子メールアドレス a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp



# 名古屋市告示第 260 号

## 道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 1 日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋高速道路公社総務部総務課及び名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 30 日

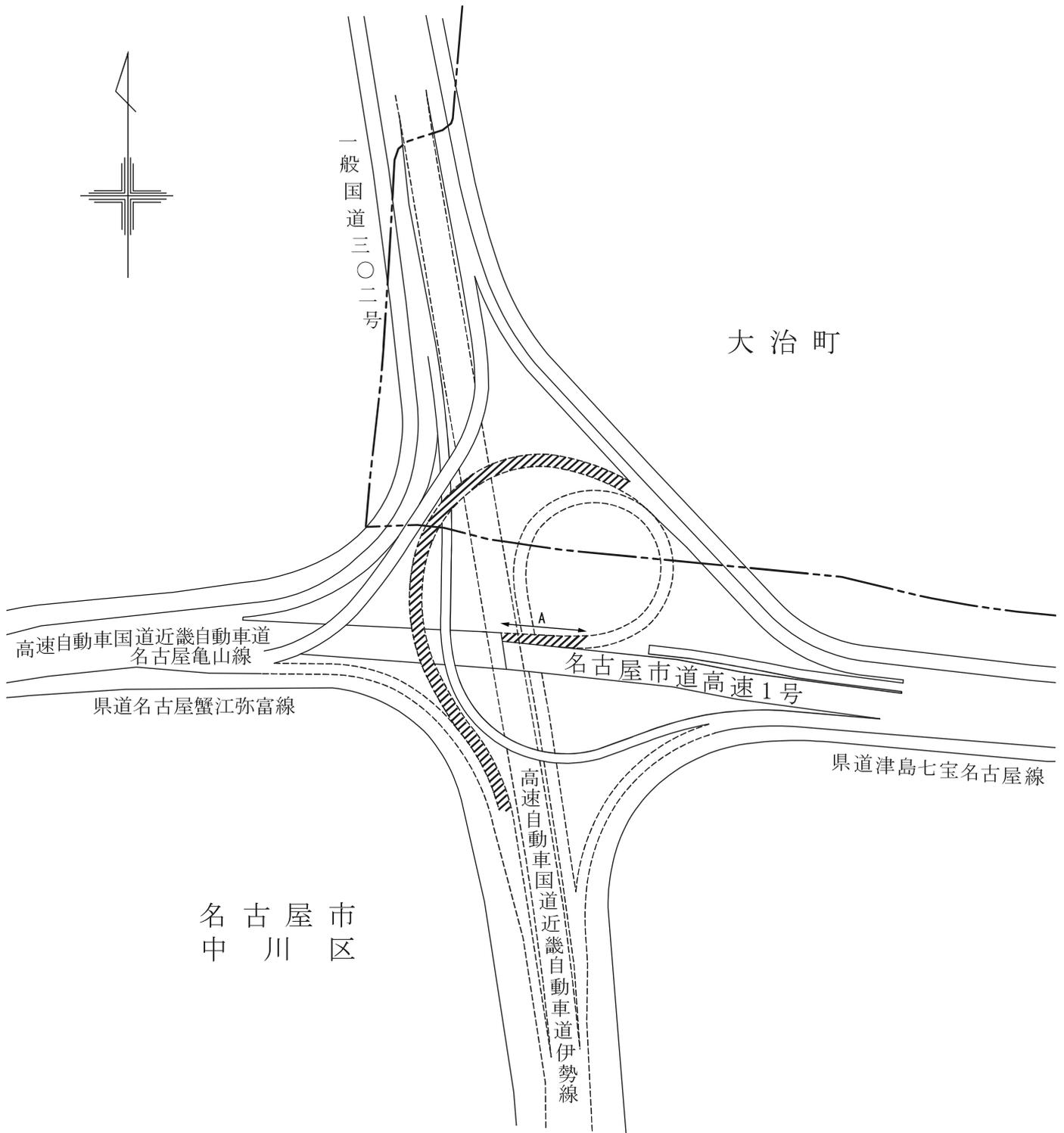
名古屋市長 河 村 たかし

### 道路の供用開始

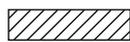
道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘要
市道	A	高速 1 号	名古屋市中川区島井町24番地先から 名古屋市中川区島井町16番の11地先まで	附 図

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

# 附 図



## 凡 例

 道路の供用を開始する部分

## 名古屋市告示第 261号

### 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年 4月30日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第 1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和3年5月21日（金）から同月31日（月）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和3年5月21日（金）から同月31日（月）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

#### ウ 住まいの窓口

令和3年5月21日（金）から同月31日（月）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

### 3 申込みの受付

#### (1) 方法

郵送による。

#### (2) 期間

令和 3年 5月22日（土）から同月31日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

### 4 抽せん

日時

令和 3年 6月17日（木）午前10時00分

### 5 公募予定戸数

#### (1) 公営住宅

空家住宅 202戸

事故住宅 13戸

#### (2) 改良住宅

空家住宅 3戸

## 第 2 子育て・若年世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 122戸

### 第 3 多家族・多子世帯向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

#### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 5 公募予定戸数

##### (1) 公営住宅

空家住宅 30戸

##### (2) 改良住宅

空家住宅 1戸

### 第 4 単身者向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

##### (1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受け

ている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）

を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 96戸

事故住宅 26戸

(2) 改良住宅

空家住宅 5戸

事故住宅 2戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成27年度第 1回一般募集から令和 2年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成27年度第 1回一般募集から令和 2年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2)から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 262 号

都市再生推進法人の指定

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第 118 条第 1 項の規定により、次のとおり都市再生推進法人を指定しました。

令和 3 年 4 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 法人の名称  
錦二丁目エリアマネジメント株式会社
- 2 法人の住所  
愛知県名古屋市中区錦二丁目13番 1 号
- 3 事務所の所在地  
愛知県名古屋市中区錦二丁目13番 1 号宮本ビル 4 階
- 4 指定日  
令和 3 年 4 月 28 日

名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課

名古屋市告示第 263 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 3 年 5 月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域  
北区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6 月 8 日（火）	北生涯学習センター（駐車場）
6 月 30 日（水）	楠地区会館（第 1 集会室）
7 月 2 日（金）	北スポーツセンター（エントランスホール）
7 月 16 日（金）	北スポーツセンター（エントランスホール）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。



## 名古屋市告示第 264 号

### 景観協定の縦覧

景観法（平成16年法律第 110 号）第81条第 4 項の規定により、景観協定の認可の申請がありましたので、同法第82条第 1 項の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和 3 年 5 月 7 日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 景観協定の名称

那古野一丁目地区景観協定

#### 2 景観協定区域

名古屋市西区那古野一丁目1601番 外

#### 3 景観協定区域隣接地の区域

名古屋市西区那古野一丁目1603番 外

#### 4 縦覧期間

令和 3 年 5 月 7 日から同年 5 月 21 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

#### 5 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

#### 6 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市選挙管理委員会告示第12号

名古屋市長選挙における当選人の住所及び氏名について

令和3年4月25日執行の名古屋市長選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和3年4月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

住 所	氏 名
名古屋市東区古出来二丁目5番11号	河村 たかし

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第8号

教育委員会定例会の開催について

令和3年5月13日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年5月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

令和3年度 歯科衛生優良校等の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋高速道路公社公告第 3号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7号）第22条第 2項の規定に基づき、  
有料道路に関する工事の一部完了を次のように公告します。

令和 3年 4月30日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
名古屋市道 高速 1号	名古屋市中川区島井町地内	新設	令和 3年 4月30日